

令和6年度砥部町農林業振興対策事業費補助金交付要綱

砥部町告示第98号
令和6年3月27日

(趣旨)

第1条 この告示は、砥部町補助金等交付基準第6条に基づき、町の農林業の振興を図るため、農林業団体等が行う振興活動に要する経費に対し、予算の範囲内において、農林業振興対策事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができるもの(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) えひめ中央農業協同組合
- (2) 広田野菜出荷組合(丸温松山中央青果出荷)
- (3) 広田野菜出荷組合(松山青果出荷)
- (4) 砥部町森林組合
- (5) 愛媛県農業共済組合
- (6) 農事組合法人ななおれ梅組合
- (7) 町内で養豚場を運営する畜産経営体(別表事業種目10豚熱ワクチン接種事業に限る。)

(事業種目及び補助率)

第3条 この告示により、補助金を交付する事業種目、補助対象経費(消費税及び地方消費税を除く。)及び補助率(補助単価)は、別表に定めるところにより、予算の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助金算定表
- (3) 明細書
- (4) その他、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めた場合は、必要な条件を付して、補助対象者に対し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金の交付変更承認申請)

第6条 補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、補助金の増減を伴う変更又は事業費の30%を超える増減を伴う変更をしようとするときは、あらかじめ補助金交付変更承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の変更承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止及び廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して10日以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書(様式第6号)に、町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第9条 町長は、前条の報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金交付請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 町長は、前条の請求書を受領した場合は、補助金を交付するものとする。

(目的外使用の禁止)

第12条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(指導監督)

第13条 町長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第14条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金の交付がなされているときは、町長はその全部又は一部の補助金の返還を命ずることができる。

- (1) この告示及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この告示により町長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

(受益者への通知)

第15条 補助事業者は、当該年度の翌年の6月末日までに、当該事業に係る補助事業の成果を受益者等に書面をもって通知しなければならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年9月2日砥部町告示第188号)

この告示は、公表の日から施行し、改正後の令和6年度砥部町農林業振興対策事業費補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

別 表

事業種目	補助対象経費		補助率	摘 要
(1) 奨励果樹等育 成対策事業	柑橘	苗木購入費 温州みかん(極早 生除く。)・はれひ め・宮内伊予柑・ 愛媛果試第 28 号・甘平・せとか・ 愛媛果試第 48 号	1 本当たり 150 円以内とする。 ただし、認定農業者及び認定新 規就農者は 300 円以内とする。	補助対象者ご とに 1 品種 50 本以上を対象
		苗木購入費 キウイフルーツ (ヘイワードに限 る。)		補助対象者ご とに 1 品種 20 本以上を対象
		苗木購入費 栗・ブルーベリー (えひめ中央農協奨 励品種に限る。)		補助対象者ご とに 1 品目 20 本以上を対象
	野菜	苗購入費 筑陽ナス	1 本当たり 50 円以内とする。 ただし、認定農業者及び認定新 規就農者は 100 円以内とする。	補助対象者ご とに 1 品種 300 本以上を対象
		苗購入費 ピーマン (えひめ中央農協奨 励品種に限る。)	1 本当たり 20 円以内とする。 ただし、認定農業者及び認定新 規就農者は 40 円以内とする。	補助対象者ご とに 1 品種 300 本以上を対象
		苗購入費 キュウリ (えひめ中央農協奨 励品種に限る。)	1 本当たり 40 円以内とする。 ただし、認定農業者及び認定新 規就農者は 80 円以内とする。	補助対象者ご とに 1 品種 300 本以上を対象
		苗購入費 ブロッコリー (えひめ中央農協奨 励品種に限る。)	1 本当たり 2.5 円以内とする。 ただし、認定農業者及び認定新 規就農者は 5 円以内とする。	補助対象者ご とに 1 品 種 2, 100 本以上を 対象
		苗購入費 トマト (えひめ中央農協奨 励品種に限る。)	1 本当たり 30 円以内とする。 ただし、認定農業者及び認定新 規就農者は 60 円以内とする。	補助対象者ご とに 1 品種 800 本以上を対象
		苗購入費 キャベツ (農林業団体奨励品 種で広田地区に定植 するものに限る。)	1 本当たり 2.5 円以内とする。 ただし、認定農業者及び認定新 規就農者は 5 円以内とする。	補助対象者ご とに 1 品 種 2, 000 本以上を 対象
		種子購入費 インゲン・キヌサヤ (えひめ中央農協奨 励品種に限る。)	1 L 当たり 600 円以内とする。 ただし、認定農業者及び認定新 規就農者は 1, 200 円以内とす る。	補助対象者ご とに 1 品種 1 L 以上を対象
種子購入費 キャベツ (農林業団体奨励品		20mL 又は 2,000 粒当たり 900 円以内とする。 ただし、認定農業者及び認定新	補助対象者ご とに 1 品 種 40mL 以上又は	

	種で広田地区に播種するものに限る。)	規就農者は 1,800 円以内とする。	4,000 粒以上を対象
	種子購入費 タマネギ (えひめ中央農協奨励品種に限る。)	200ml 当たり 2,000 円以内とする。 ただし、認定農業者及び認定新規就農者は 4,000 円以内とする。	補助対象者ごとに 1 品種 200ml 以上を対象
	種子購入費 トマト (えひめ中央農協奨励品種に限る。)	500 粒当たり 2,850 円以内とする。 ただし、認定農業者及び認定新規就農者は 5,700 円以内とする。	補助対象者ごとに 1 品種 500 粒以上を対象
	種子購入費 ハウレンソウ (農林業団体奨励品種で広田地区に播種するものに限る。)	30,000 粒当たり 900 円以内とする。 ただし、認定農業者及び認定新規就農者は 1,800 円以内とする。	補助対象者ごとに 1 品種 60,000 粒以上を対象
(2) 農業用廃プラスチック適正処理事業	農業用廃プラスチックを産業廃棄物として適正に処理する経費	10 分の 4 以内	
(3) マルチ栽培推進事業	マルチ資材購入費 ・対象作物 柑橘・桃・スモモ	2 分の 1 以内とする。 ただし、認定農業者及び認定新規就農者は 3 分の 2 以内とする。	
(4) 農業共済組合事業	愛媛県農業共済組合が実施する事業の運営費	予算の範囲内	
(5) 果樹産地強化支援事業	ハウス谷樋及び P0 フィルム(自動巻き上げ)等の施設栽培に係る資材の導入による品質の向上及び破砕機等の剪定時の省力化を図る取組に要する経費 ・対象品種 愛媛果試第 28 号 甘平 せとか	2 分の 1 以内とする。 ただし、対象品種のうち、愛媛果試第 28 号を作付する農業者は 3 分の 2 以内とする。	資材の更新の場合は、品質の向上等が図られる取組であること
(6) 柑橘放任園対策事業	柑橘放任園における伐採に要する経費	10 a 当たり 24,000 円以内とし、事業費の 5 分の 4 以内を限度とする。	1 a 未満は切り捨て
	柑橘放任園より発生する害虫から果実を守るための農薬散布に必要な農薬購入費	3 分の 1 以内	
(7) 造林事業	県造林補助事業等の関係規定に基づき実施する造林事業の標準事業費又は相当額	100 分の 15 以内	

(8) しいたけ生産 活性化対策事 業	しいたけ生産を維持拡 大し販売を目的に、年1万 個以上の種菌を購入し植 菌した者に対する補助金	種菌1個当たり1円30銭を限 度とする。	
(9) 乾たけのこ生 産基盤整備事 業	県乾たけのこ生産基盤 整備事業費補助金交付要 綱に基づき実施する経費	3分の1以内	
(10) 豚熱ワクチン 接種事業	豚熱ワクチン接種に係 るワクチン購入費	豚熱ワクチンを接種した豚1 頭当たり30円以内とする。	
(11) 七折農産物加 工処理施設内 部改修事業	食品衛生法の改正に係 る施設基準に適合するた めの施設改修に要する経 費	2分の1以内	
(12) 野菜・花き等 産地供給力強 化支援事業	地域で将来的に振興を 図っていく品目への転換 等に必要な機械・施設等 の導入に要する経費	2分の1以内	

注1：認定農業者及び認定新規就農者は、奨励果樹等育成対策事業については当該年度の3月1日現在、マルチ栽培推進事業については当該年度の10月1日現在に砥部町が認定している者とする。

注2：奨励果樹等育成対策事業、マルチ栽培推進事業、しいたけ生産活性化対策事業及び果樹産地強化支援事業は、町内に住所を有する者が購入等に要した経費について対象とする。

令和 年 月 日

砥部町長 様

事業主体
住 所
氏 名

補 助 金 交 付 申 請 書

令和6年度において、農林業振興対策事業を実施したいので、令和6年度砥部町農林業振興対策事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1	事業種目	事業
2	事業費 金	円
3	補助金 金	円

(添付書類)

- ・事業計画書
- ・補助金算定表
- ・明細書

1 事業計画書(実績)

[] 事業

事業主体名 (農林家数)	事業量	事業費	負担区分	
			町補助金	その他
		円	円	円
計				

2 補助金算定表

事業主体名 (農林家数)	補助事業に要する(した)経費	補助率	補助限度額	補助金額
	円		円	円
計				

砥部町指令 砥農林第 号
令和 年 月 日

(事業主体)

様

砥部町長

補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで補助金交付申請のあった農林業振興対策事業について、令和6年度砥部町農林業振興対策事業費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金を交付します。

記

1 事業種目

2 事業費 金 円

3 補助金 金 円

令和 年 月 日

砥部町長 様

事業主体
住 所
氏 名

補助金交付変更承認申請書

令和 年 月 日付け、砥部町指令 砥農林第 号で補助金交付決定通知のあった、農林業振興対策事業を別添のとおり変更したいので、令和6年度砥部町農林業振興対策事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業種目

2 事業費	変更前 (金	円)
	変更後 金	円

3 補助金	変更前 (金	円)
	変更後 金	円

4 変更の理由

(添付書類)

・交付申請の例による。

この場合、変更前と変更後の内容等を容易に比較対照できるように変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

様式第4号(第6条関係)

砥部町指令 砥農林第 号
令和 年 月 日

(事業主体)

様

砥部町長

補助金変更交付決定通知書

令和 年 月 日付けで補助金交付変更承認申請のあった農林業振興対策事業について、令和6年度砥部町農林業振興対策事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり承認します。

記

1 事業種目

2 事業費 金 円

3 補助金 金 円

令和 年 月 日

砥部町長 様

事業主体
住 所
氏 名

事業中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け、砥部町指令 砥農林第 号で補助金交付決定通知のあつた農林業振興対策事業を中止(廃止)したいので、令和6年度砥部町農林業振興対策事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 事業種目
- 2 事業費 金 円
- 3 補助金 金 円
- 4 中止(廃止)の理由
- 5 中止の期間(廃止の時期)

様式第6号(第8条関係)

令和 年 月 日

砥部町長 様

事業主体
住 所
氏 名

事業実績報告書

令和 年 月 日付け、砥部町指令 砥農林第 号で補助金交付決定通知のあつた農林業振興対策事業について、令和6年度砥部町農林業振興対策事業費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 事業種目
- 2 事業費 金 円
- 3 補助金 金 円

(添付書類)

- ・ 交付申請の例による。

令和 年 月 日
砥農林第 号

(事業主体)

様

砥部町長

補助金交付確定通知書

令和 年 月 日付けで補助金実績報告のあった農林業振興対策事業について、令和6年度砥部町農林業振興対策事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり補助金を確定したので通知します。

速やかに補助金交付請求書を提出してください。

記

1 事業種目

2 事業費 金 円

3 補助金 金 円

様式第8号(第10条関係)

令和 年 月 日

砥部町長 様

事業主体
住 所
氏 名 ⑩

補 助 金 交 付 請 求 書

令和 年 月 日付け、砥農林第 号で補助金確定通知のあった農林業振興
対策事業について、令和6年度砥部町農林業振興対策事業費補助金交付要綱第10条の規定
により、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求額 金 円

ただし、 事業